

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

提出義務を怠ると ペナルティが課せられます

財産債務調書と国外財産調書

「財産債務調書」と「国外財産調書」は、一定額以上の財産を持つ納税者に提出が求められる書類で、納税者が保有する財産や債務に関する正確な情報を税務署に提供し、所得税などの申告が正しく行われていることを確認する目的で設けられています。いずれも法定調書の一つとして位置付けられており、国外財産調書は国際的な租税回避を防ぐ目的もあります。正確に記載すれば加算税の軽減措置が受けられる一方、不適切な記載があった場合には加重措置が適用される場合があります。また、未提出の場合は罰則が適用される可能性もありますので、対象となる方は6月30日の期限を厳守し、適切に対応してください。



1 財産債務調書とは

財産債務調書は、一定の財産を保有している方が、その年の12月31日時点での財産状況を記載し、翌年6月30日までに税務署に提出する制度です。財産債務調書に財産債務調書合計表を添付して、所得税の納税地等の所轄税務署に提出します。

【提出が必要な方】

- ① その年の12月31日において財産を3億円以上持っている人で、その年分の退職所得を除く所得金額の合計額が2,000万円超の方
所得税の確定申告書を提出する必要がある方や還付申告書が提出できない方は提出が不要です。
- ② 1億円以上の有価証券等を持っている人で、その年分の退職所得を除く所得金額の合計額が2,000万円超の方
所得税の確定申告書を提出する必要がある方や還付申告書が提出できない方は提出が不要です。
- ③ 財産を10億円以上持っている居住者
所得税の申告義務や所得金額に関係なく提出が必要です。

【提出期限】

翌年の6月30日

※令和6年分については、令和7年6月30日(月)が期限です。

【記載事項】

財産債務調書には、氏名、住所(又は居所等)及びマイナンバー(個人番号)のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています。また、

財産及び債務に係る事項については、「種別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)及び「所在別」に記載する必要があります。

財産の価額は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

見積価額とは…その年の12月31日における「財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」をいいます。

【留意事項】

- 相続の開始の日の属する年(相続開始年)の年分の財産債務調書については、その相続または遺贈により取得した財産又は債務を記載しないで提出することができます。この場合、相続開始年の年分の提出義務については、財産の価額の合計額からその相続または遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。
- 財産債務調書を提出する方が国外財産調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項(国外財産の価額を除きます。)の記載を要しないこととされています。

2 国外財産調書とは

国外財産調書は、国外に一定の財産を保有している居住者が、その年の12月31日時点での国外財産状況を記載し、翌年6月30日までに税務署に提出する制度です。国外財産調書に国外財産調書合計表を添付して、所得税の納税地等の所轄税務署に提出します。

【提出が必要な方】

その年の12月31日において、国外財産を5,000万円以上持っている居住者 ※非永住者は除く。

【提出期限】

翌年の6月30日

※令和6年分については、令和7年6月30日(月)が期限です。

【記載事項】

国外財産調書には、氏名、住所(又は居所等)及びマイナンバー(個人番号)のほか、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。また、国外財産に係る事項については、「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)及び「所在別」に記載する必要があります。

国外財産の価額は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、外貨で表示されている国外財産の邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場により行うものとされています。

【留意事項】

- 相続の開始の日の属する年(相続開始年)の年分の国外財産調書については、その相続または遺贈により取得した国外財産を記載しないで提出することができます。この場合、相続開始年の年分の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続または遺贈により取得した国外財産の価額の合計額を除外して判定します。
- 財産債務調書を提出している場合でも、要件に当てはまる場合は、国外財産調書の提出が必要です。

3 軽減措置と加重措置

財産債務調書や国外財産調書は、税務署に対して「私はこれだけの財産や債務を持っています」と申告するものです。正しく記載して期限内に提出すれば、万が一申告漏れがあっても、税務上のペナルティが軽減されるメリットがあります。逆に、提出しなかったり、記載が不十分だった場合は「隠していたのでは?」と疑われ、より重いペナルティを受ける可能性があります。

軽減措置

調書を提出期限内に提出した場合に、調書に記載がある財産・債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、その財産または債務に係る過少申告加算税または無申告加算税が5パーセント軽減されます。

加重措置

財産債務調書: 調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された調書に記載すべき財産・債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含む。)に、その財産・債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その財産・債務に係る過少申告加算税または無申告加算税が5%加重されます。

国外財産調書: 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された国外財産調書に記載す

べき国外財産の記載がない場合(重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含む。)に、その国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

国外財産調書の特例

国外財産に係る所得税や相続税について修正申告を行う場合、税務署から国外財産の取得・運用・処分に関する書類の提示または提出を求められた際に、指定された期限(最大60日以内)までに提示しなかった場合は、以下の特例措置が適用されます。

- ① 上記の軽減措置は適用されない。
- ② 上記の加重措置が5%から10%に引き上げられる。

記載が不十分だと どうなる?

財産債務調書の記載が不十分だったために、納税者の主張が認められず、加重措置が適用された事例(令和6年2月7日判決)があります。この判決では、財産債務調書には合計金額だけでなく、銘柄ごとの明細を正確に記載する必要があることが示されました。

納税者の主張

財産債務調書には「国内株式等及び債券等」として一括で記載したが、残高報告書の国内株式等の残高及び月次報告書(債券等)の残高とそれぞれ一致している。税務調査の際に、銘柄ごとの区分や残高が一致することが容易に確認できれば、加重措置が適用されるべきではない。

審判所の判断

財産債務調書において、有価証券の種類別にまとめて用途、所在等を記載していたものの、銘柄及び数量等の記載が無かった。これは、「重要なものの記載が不十分である」と判断され、財産債務に係る過少申告加算税等の特例による加重措置の対象となる。

4 正当な理由のない国外財産調書の 不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

- ① 偽りの記載をして国外財産調書を提出した場合
- ② 正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合

(注) 上記のほか、次の違反があった場合には、その違反行為をした方も、同様の罰則が課されることとされています。

- 国外財産調書の提出に関する調査について行われる当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 国外財産調書の提出に関する調査について行う物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含みます。)を提示し、若しくは提出したとき。